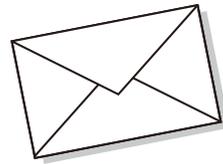


from Genève



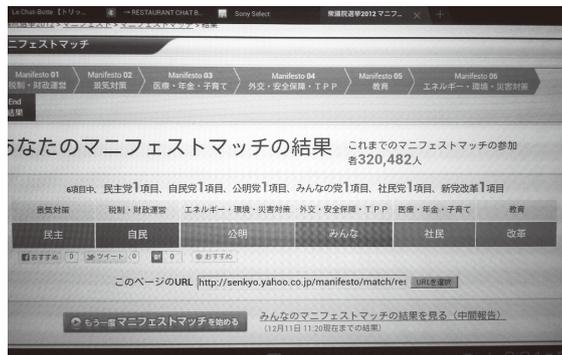
## ジュネーブ便り 第6回

インダストリアル本部造船・船舶解撤  
ICT・電機・電子部門担当部長

松崎 寛

# スイスの直接民主制ー国民投票

昨年12月の第46回衆議院総選挙は記憶に新しいところですが、私は連合を中心に働く世代が支持していた民主党が大敗したことはもとより、現在の政党政治に対してかなりの危機感を覚えました。というのも、選挙の前日にYahoo! JAPANの「マニフェストマッチ」を行ってみたところ、すべての政策項目においてそれぞれ異なる政党を支持する結果(写真)となり、これではどの政党に投票すればよいのかわからず大変困惑してしまっただけです。私と似たような境遇に陥った働く世代の有権者も多いのではないかと思いますし、国民が重要な政策決定に直接関与できない現在の政党政治システムはもはや機能しなくなってきたと感じています。そ



(写真) 前回衆議院選挙時における著者のマニフェストマッチの結果

ここで今回は、議会や政党に政策決定をまかせきりにするのではなく、国民一人ひとり自らが政治に参加できるスイスの直接民主制を紹介したいと思います。

## スイスの直接民主制

直接民主制とは、国民が直接、国

民投票などの権利を行使し、政治・政策決定に携わる政治制度です。スイスに生まれフランスで活躍した政治哲学者ジャン・ジャック・ルソーは、彼の有名な著書「社会契約論」のなかで、「主権は本質上、一般意志のなかに存する。しかも、一般意志は決して代表されるものではない。一般意志はそれ自体であるか、それとも別のものであるかであって、決してそこに中間はない。人民の代議士は、だから一般意志の代表者ではないし、代表者たりえない。彼らは、人民の使用人ではない。彼らは、何ひとつとして決定的な取りきめをなさない」とその本質を論じています。

現在、そうした定義通りの直接民主制を実施している国は存在しないとされていますが、イニシアチブとレファレンダムが憲法上認められているスイスでは、国民投票による直接参加の機会が多く、独自の直接民主

制を確立している政治システムであると言われています。

スイスの直接民主制の特徴であるイニシアチブは、憲法改正を国民自らが提案するもので、レファレンダムは連邦議会を通過した法律の可否を国民が最終的に判断する権利のことです(図表)。(swissinfo.chでは、スイスの政治制度を日本語で簡単かつわかりやすく紹介している動画がありますので、一度ご視聴いただくことをおすすめいたします。http://www.swissinfo.ch/jpn/detail/content.html?cid=31854054)

こうした政治制度のため、様々な案件が年中投票にかけられます。スイス国民は1年のうち、だいたい3回から4回は投票を行い、重要な案件の場合には、その都度投票が行われることもあります。(州・市町村レベルの投票を加えるとさらに投票に出向く回数が多くなります。)スイ

(図表) スイスの直接民主制の特徴であるイニシアチブとレファレンダム

イニシアチブ	<p>スイスの有権者は、イニシアチブにより連邦憲法改正を提案する権利がある。連邦レベルのイニシアチブは、18ヶ月以内に有権者10万人分以上の有効署名を集め、連邦内閣事務局(Bundeskanzlei/ Chancellerie fédérale)に提出することで成立。</p> <p>成立したイニシアチブは、連邦議会で協議される。連邦議会は、法案を承認、否決または対案を提出することができる。どの場合でも、国民投票に採決がかけられる。</p> <p>イニシアチブが可決されるためには、投票者の過半数および州の過半数の賛成票が必要。</p>
レファレンダム	<p>(随意的)レファレンダムは、連邦議会を通過した法律の可否を国民が最終的に判断する権利。連邦議会で新しく採決された法律に反対する有権者は、連邦議会が同法律の承認を公表した後100日以内に5万人分の有効署名を集め、連邦内閣事務局に提出すると、連邦レベルの国民投票に持ち込める。</p> <p>連邦議会が憲法改正案を承認した場合は、強制的レファレンダムによりその憲法改正案が義務的に国民投票にかけられる。</p> <p>随意的レファレンダムが成立するためには、投票者の過半数の賛成票が必要。強制レファレンダムでは投票者と州の過半数の賛成票が必要。</p>

資料：swissinfo.ch ウェブサイトより抜粋

スに比べて投票の機会が少ない日本人の感覚からすると少々面倒くさい感じはいたしますが、肝心なことは、国の重要政策や憲法改正について国民が自らの意思を直接反映できる点にあります。日本においては、例えば、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法案や、今後予想される環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に関する法案など、議会や政党に任せきりにせず、国民投票を通じて、自らの判断、自らの責任で国益を左右する案件に直接意思を反映させたいと切望するのは私だけではないはず。数年に1回の政党・議

員を選出するだけだめの国政選挙では、もはや限界が来ていることを現在の日本の政治制度が物語っているように思っています。

**具体的で  
実感の湧く  
国民投票**

では実際にどのような連邦レベルの案件が国民投票にかけられているのでしょうか。本年3月3日に行われた直近の事例を紹介します。

「高額報酬制度反対イニシアチブ」  
上場企業における法外な役員報酬の抑制を目的として、取締役会や顧問に対する報酬額を株主総会が毎年決定する発議。賛成67・9%、反対32・1%、賛成州23州、反対州0州にて可決。

「国土開発計画法改正案」  
都市部に土地開発を集中させ、農地や自然保護区分を明確にする憲法改正案。建築面積を今後20年間拡大しないという環境団体のイニシアチブ提出を受け、連邦議会が対案として提出(本改正案が成立させることを

条件に同環境団体はイニシアチブを撤回)。賛成62・9%、反対37・1%にて可決。

「家族政策に関する連邦決議」  
家庭と仕事の両立などの家族支援に関する政策実行を州ごとに実施するのではなく、保育所の設置促進など国の権限を強化する法案。賛成54・3%、反対45・7%、賛成州10州、反対州13州。反対州が賛成州を上回ったため否決。

日本の各政党のマニフェストにも書いてあるような案件も含まれていますが、絵に描いた餅ではなく国民投票にかけられるからこそ、国民にとつて具体的に実感の湧く政治参加となっているのです。日本にも憲法第96条において憲法改正に関する国民投票制度の規定がありますが、各議院の総議員の三分の二以上の賛成を経たのち、国会が改正案を発議するため、結局国民は政党・議員を通じてしか政治参加できない仕組みになっています。

スイスの直接民主制には、実際の法律改正までに時間がかかる、少数政党や団体の政治的キャンペーンに利用される、経済的余裕のある組織や団体が人を雇って署名を集めさせると、短所も多く指摘されていますが、国民が直接、政治的決定に参

加できるという点で、日本も学ぶべき制度や仕組みは多いはず。労働組合による政策・制度要求は働く者の意見を政治に反映させるための重要な活動の柱の一つですが、政党政治の枠組みのなかでは、その時々政局の流れのなかで要求自体が埋没してしまうことも事実だと思えます。もしスイスのような国民投票が実現できれば、労働組合からの発議が可能となり、社会全体から身近に感じてもらえる政策・制度活動が可能になるかもしれません。



松崎 寛 まつざき かん

1998年IMF-JC(現・JCM)に入局。国際局、政策局で主任として産業政策、環境政策の立案をはじめ海外労使紛争防止ツールの作成などに活躍。2010年9月1日から家族同伴でIMF本部に赴任。12年6月からはインターストリオール本部に。現在の担当役職は、産業政策・多国籍企業政策グループの造船・船舶解撤/ICT・電機・電子部門担当部長。